

仕様書（お菓子を含む清涼飲料水）

1 自動販売機の規格等

- (1) 千円札・五百円硬貨・百円硬貨・五十円硬貨及び十円硬貨が使用できること。ただし、紙幣の改刷又は新硬貨の製造が行われた場合は、早急に新旧両方の紙幣又は硬貨に対応するものとする。
- (2) 商品の販売数及び販売額を確認できるカウンター又はこれに代わるものが設置してあること
- (3) 設置する自動販売機の寸法は、別紙の通り程度とする。また、設置する自動販売機の大きさ等の規格、製造年月日をあらかじめ発注者へ届出するものとし、転倒防止等の安全策、設置、撤去の方法及び日時については、発注者の指示に従うこと。
- (4) 設置等に伴う費用及び通常メンテナンス諸費用を負担すること。
- (5) 設置する自動販売機のデザイン、表示事項等は、公共施設に設置するものとして相応しいものとする。なお、デザインやラッピング等発注者からの指示があった場合は、発注者の指示に従うこと。
- (6) 自動販売機による販売は、お菓子付清涼飲料水（お菓子・缶・ペットボトル）とすること。
- (7) 受注者は、契約にあたり発注者が定める所定の商品納入申請書を提出することとする。
- (8) 販売価格は、市販価格または定価（消費税及び地方消費税を含む。）とすること。
- (9) 設置する自動販売機を利用した第三者の宣伝は行わないこと。ただし、発注者が承認した場合は、この限りではない。
- (10) 自動販売機を設置するにあたり、保健所等に申請等が必要である場合は、すみやかに手続を行うこと。
- (11) 設置する自動販売機は、新品又は製造後の経過年数が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」第一条第一項において定義する耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）未満のものとする。
- (12) 設置した自動販売機が契約期間中に法定耐用年数を超えた場合は、新品又は製造後の経過年数が法定耐用年数未満のものと交換すること。ただし、故障が少なく発注者が支障がないと認める場合は、この限りではない。
- (13) 前(11)、(12)の規定に関わらず、設置した自動販売機が頻繁に故障し、発注者が、支障があると認めた場合は、速やかに新品又は製造後の経過年数が法定耐用年数未満のものと交換すること。

2 商品の販売及び管理

- (1) 商品の販売に関し、官公庁の許可が必要になる場合は、発注者の負担において許可を得ること。また、官公庁の指導があった場合は速やかに対応すること。
- (2) 空容器を回収するため、ごみ箱を設置すること。また、ごみ袋も用意すること。設置場所は発注者の指示に従うこと。
- (3) ごみは、週1回以上回収すること。また、ゴミが多量に出た場合など、発注者からの連絡があれば、速やかにごみを回収すること。
- (4) 商品に賞味期限があるものは期限までに取り換えを行う等、常に商品の品質管理及び自動販売機の衛生管理を行うこと。

- (5) 商品の補充、つり銭の補充、売上代金の回収、空容器の回収を適正に行うこと。
- (6) 月に1回以上、機器の保守点検を行い、自動販売機を適正に管理すること。
- (7) 故障、商品、つり銭補充等の対応受ける連絡先・方法を届出ること。この場合、土日祝日であっても確実に連絡ができる二次的連絡先・方法についても届出すること。
- (8) 故障、商品、つり銭補充等については、土、日、祝日、年末年始に関わらず速やかに対応すること。
- (9) 常に商品が売り切れの状態にならないように、商品を補充すること。
- (10) 契約期間終了後は、ただちに自動販売機を撤去することとし、その費用を負担すること。
- (11) 故障等自動販売機の管理及び販売商品に対する利用者からの苦情連絡先を自動販売機に表示するとともに、苦情があった場合は、確実に対応すること。
- (12) カウンター確認を月1回（月末）行い、報告すること。
- (13) 電気の副メーターを取りつけることとし、副メーター設置時及び撤収時の検針値を報告すること。
- (14) 大会等が行われる場合、自動販売機を閉鎖することがあることを了承すること。
- (15) 大会等が行われる場合、大会等主催者の指示により自動販売機を受注者の負担によりマスキングすることがあることを了承すること。

3 経費負担

- (1) 自動販売機の設置、撤去、商品の補充、売上代金の回収、空容器の回収、機器の保守及び故障対応等、自動販売機の管理に係る費用は、受注者の負担とする。
- (2) 自動販売機の管理に係る光熱水費（電気料金）は、発注者の負担とする。
- (3) 発注者に対する販売手数料の支払いに係る振込手数料は、受注者の負担とする。
- (4) 設置に伴う広島市の使用料は、発注者の負担とする。
- (5) 1の(5)のなお書きの指示によるデザインやラッピング等に係る費用は、発注者の負担とする。